

更生保護

地域社会とともに歩む



I

“更生保護”を知っていますか？

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくこととなりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「更生保護」といいます。



PICK·UP!

再犯防止

近年、再犯者の割合は約5割と高止まりをしており、「再犯防止」は政府の重要な課題です。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づく「再犯防止推進計画」が策定されています。また、改正された「更生保護法」により、令和5年12月から保護観察処遇の充実や満期釈放者^(※1)対策など、再犯防止のための様々な制度が導入されました。

満期釈放者対策

満期釈放者は、仮釈放者^(※2)と比較して、再犯リスクが2倍以上高くなっています。このため、更生保護では、仮釈放の積極的な運用や満期釈放者に対する支援の充実に取り組んでいます。

釈放後の就労・住居の確保や、国・地方公共団体・民間協力者の連携による“息の長い”支援が必要です。

地域ぐるみの支援

犯罪や非行をした人が再犯せずに生活していくためには、地域において継続的な支援を受けることができる体制が整っていることが重要です。地域ぐるみの支援実現のために、地方公共団体では「地方再犯防止推進計画」の策定・実施を進めています。また、地域支援ネットワークの構築などの取組も始まっています。

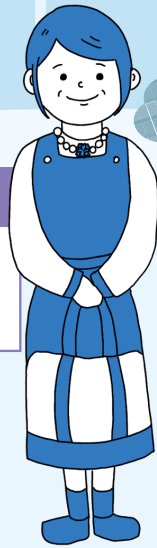
※1 満期釈放者…刑務所からの出所者のうち、刑期満了により釈放された者のこと。

※2 仮釈放者…刑務所からの出所者のうち、刑期満了前に仮に釈放された者のこと。仮釈放の期間中は、保護観察に付されます。

地域における社会内処遇

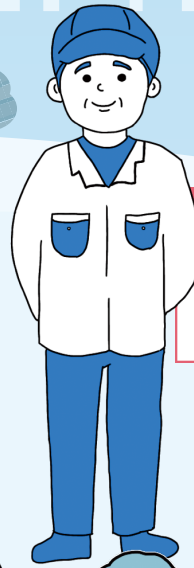
更生保護女性会 p.7

犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です



協力雇用主 p.7

雇用を通じて、自立や社会復帰に協力する民間の事業主です



保護観察官 p.10

専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です



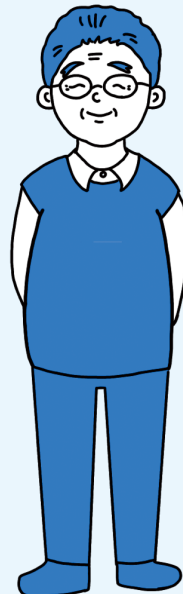
保護司 p.7

保護観察官と共に立ち直りを支える民間ボランティアです



更生保護施設など p.8

一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です



更生保護協会 p.8

更生保護の活動に関する助成や啓発などを行う民間団体です



BBS会 p.7

少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です



しあわせ
幸福の黄色い羽根は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルマークです。

Ⅱ 刑事司法手続のアンカーを担います

シームレスに社会につなぐ

改善更生・社会復帰を促す「仮釈放・仮退院」

刑務所や少年院に収容されている人を仮に釈放・退院させる制度があります。仮釈放などの期間中は保護観察の対象となります。保護観察により、必要な指導を行うとともに、住居や仕事を確保することなどを支援し、円滑な社会復帰を促しています。

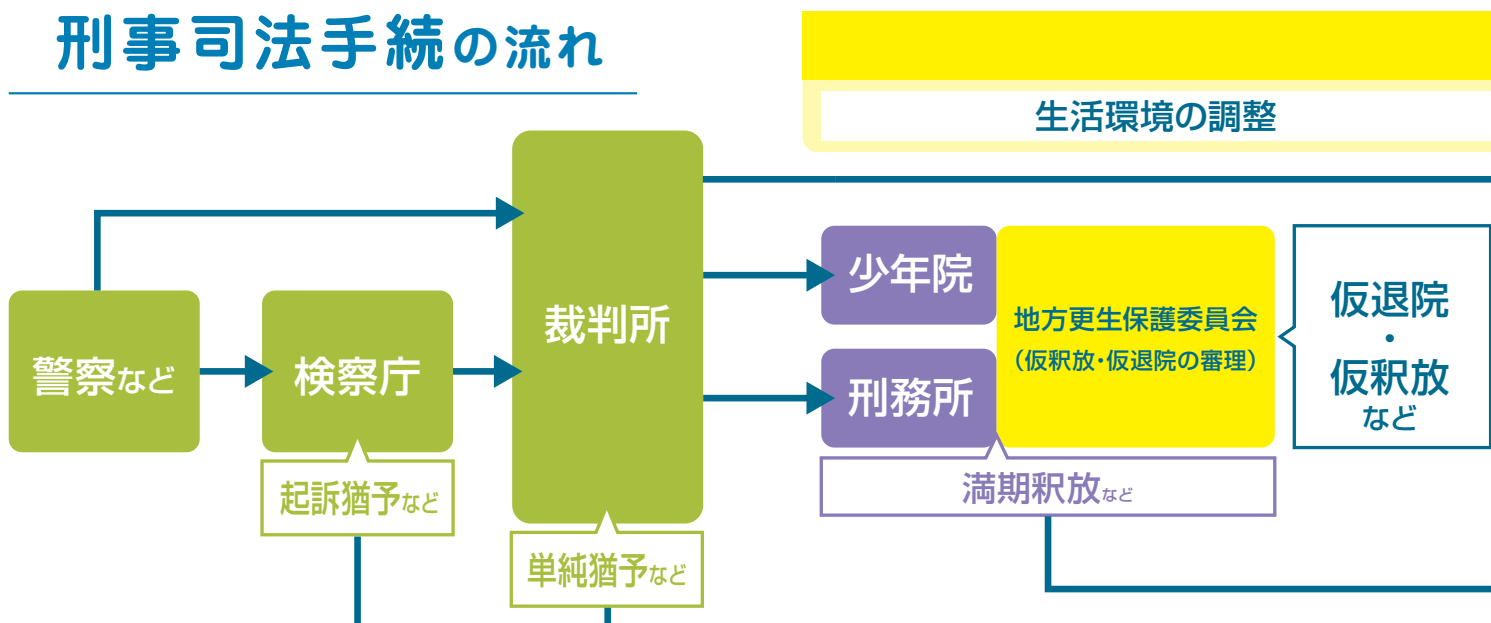
再犯を防ぐ環境を整える「生活環境の調整」

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の居住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

再犯を防ぐために保護を行う「更生緊急保護」

刑務所から満期釈放された人などが生活に困窮し、再犯に至ることがないように、保護観察所では、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導などを行っています。

刑事司法手続の流れ



社会内で立ち直りを支える

健全な社会の一員へと導く「保護観察」

生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施しています。

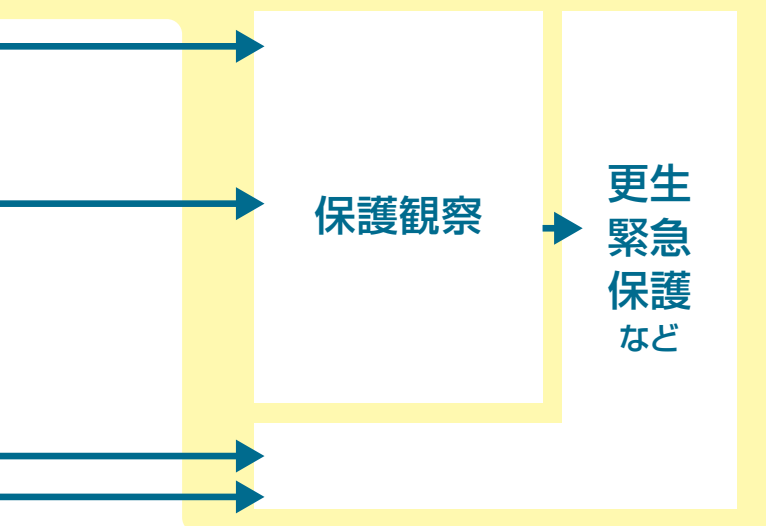
保護観察処分少年 <small>(家庭裁判所で保護観察に付された少年)</small>	少年院仮退院者 <small>(少年院からの仮退院を許された少年)</small>	仮釈放者 <small>(刑事施設からの仮釈放を許された人)</small>	保護観察付執行猶予者 <small>(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)</small>
原則として20歳まで*	原則として20歳まで*	残刑期間	執行猶予の期間

*処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

体系的なアセスメント(CFP)を実施し、指導・支援の方針を決定しています。

指導監督	<ul style="list-style-type: none">● 保護観察を受けている人の行状を把握して遵守事項を守るよう必要な指示を行う● 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する など	詳しくは 次頁へ
補導援護	<ul style="list-style-type: none">● 適切な住居や医療・療養・職業補導・就職・教養訓練を助ける● 生活環境の改善を行う など	

保護観察所



point

地域における“息の長い”支援 ～更生保護に関する地域援助～

保護観察所では、保護観察や更生緊急保護の終了後も相談に応じ、必要なアドバイスや支援の調整などの援助を行っています。

また、関係機関と連携した地域支援ネットワークの構築や、地域の方や関係機関からの犯罪や非行に関する相談にも応じています。

保護観察所の

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート

犯罪・非行の
地域相談窓口 **りすたぼ**



法務省ホームページ
更生保護に関する地域援助